

北畜衛 227 号
令和 3 (2021)年 9 月 27 日

管内家きん飼養者 様

栃木県北家畜保健衛生所長 半田 真明

令和 3 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

日頃から当所家畜衛生事業の推進につきまして、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

昨シーズンは 11 月の香川県における発生以降、本年 3 月までに 18 県で 52 事例の飼養家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）が確認され、計 987 万羽を殺処分する過去最大の発生となりました。特に、52 例目は本県での発生であり、HPAI が身近な脅威であると再確認されたと思います。HPAI ウイルスは渡り鳥が運ぶことが知られており、これからの渡り鳥のシーズンはいままで以上にウイルスの侵入防止体制を整える必要があります。家きん飼養者の皆様におかれましては、別紙 1 を参考に飼養衛生管理基準の遵守徹底と消毒の強化をお願いします。

本シーズンも昨シーズンと同様に下記重点項目について、毎月、実施状況の報告をお願いします。なお、100 羽以上を飼養されている皆様におかれましては、毎月提出いただいている報告徴求（飼養羽数及び死亡羽数の報告）についても、毎月 10 日までに御提出ください。

記

- 1 重点項目（詳細はパンフレットを御確認ください）
 - ア 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
 - イ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
 - ウ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
 - エ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
 - オ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
 - カ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
 - キ ねずみ及び害虫の駆除

- 2 点検とその記録
毎月 1 日に点検後、別紙 2 に結果を記入してください。

3 報告方法

結果を記入した別紙2を、FAXまたはメールにて下記まで送付ください。

(報告期間) 令和3年10月から令和4年3月まで

(報告期限) 毎月10日

初回締め切りは、令和3年10月10日です。

以前、毎月8日と御連絡させていただきましたが10日に変更し、
報告徴求と同日の報告期限にさせていただきました。

(報告先) 県北家畜保健衛生所 防疫第一課 白井・橋本

FAX 0287-37-4825

メール kenpoku-khe@pref.tochigi.lg.jp

防疫第一課

担当 白井・橋本

TEL 0287-36-0314

FAX 0287-37-4825